

■ 理念

デジタル社会の進展やテクノロジーの進化にともない、市民一人ひとりが情報を発信・共有できるソーシャルメディア（※1）の利用が急速に進んでいます。朝日新聞社は、「ともに考え、ともにつくるメディア」を目指し、情報空間でのより重層的な発信や双方向の対話を進めるため、ソーシャルメディアを積極的に利用します。編集部門では、ソーシャルメディアを報道の一環として位置づけ、記事、写真、動画などのコンテンツの発信・共有や、取材の端緒を探す情報収集、社会の多様な価値観や意見に耳を傾けるソーシャルリスニングなど、ソーシャルメディアの活用を一層進めます。社会の課題を共有し、多角的な視点でともに解決策を探るメディアへの進化を目指す朝日新聞社は、ソーシャルメディアの活用をその一助とします。

■ 基本的な考え方（指針）

編集部門で報道・編成業務にあたる記者ら（以下、記者）は、上記の理念に沿って、ソーシャルメディアを積極的に使うことが奨励されます。ソーシャルメディアを利用する記者は、アカウントの公私の別や種類などにかかわらず、朝日新聞社の定める各種規定（※2）に従います。

また情報の発信・共有の際には、以下の原則に常に留意します。

- （1）他人や企業・団体をおとしめたり、誹謗中傷につながったりする発信はしない
- （2）朝日新聞記者として高い倫理観を持ち、記者や新聞社の公正性を損なう発信はしない
- （3）記事では書かないような、常識や品位のない内容や口調は避ける

- (4) 誤りがあった場合はすみやかに訂正し、必要な場合は謝罪する
- (5) 情報源など職務上知り得た秘密や、取材先との信頼関係にかかわる内容は書かない
- (6) 朝日新聞社を含む、第三者の著作権を侵害しない
- (7) 個人情報への漏洩につながる発信はしない

取材情報など職務に密接に関連する内容を発信する場合には、別途定められた「個人アカウントに関する運用指針」や「グループアカウントに関する運用指針」に従い、会社が設ける「ソーシャルメディア委員会」(※3)に申請・届け出をします。これらの手続きで運用される記者アカウントやグループアカウントを「公認アカウント」と呼び、そのリストを一般に公開します。公認アカウントに携わる記者は必要な研修を受けなければなりません。これらの運用方針の決定や実施はソーシャルメディア委員会が責任を負います。また委員会内に運用支援やトラブル防止などにあたるサポートチームを設けます。

■ ご案内とお願い

「公認アカウント」の情報は、記者個人が発信するソーシャルメディアの特質上、朝日新聞社の見解や発表ではありません。個々のアカウントに見解をお尋ねいただいても、お答えできない場合があります。朝日新聞社の公式な発表・見解の発信は、朝日新聞の紙面やウェブサイト(<http://www.asahi.com>)、プレスリリースなどで行っています。

- ※1 ソーシャルメディアは、インターネット上で多数を相手に情報を発信・対話できるものを広く含みます。具体的には、TwitterやFacebook、YouTube、Instagram、LINE、ツイットキャスティング、Google+などがあります。
- ※2 従業員就業規則、朝日新聞社行動規範、記者行動基準、社外メディアでの言論活動等に関するガイドラインなどを指します。

※3 ゼネラルマネジャー（GM）を委員長とし、4本社の編集部門長などで構成する。委員会の下に「ソーシャルメディアエディター」を置きます。